

(別紙)

健発0712第1号
平成30年7月12日

〔 都道府県知事
政令指定都市市長
中核市市長 〕 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」について

腎疾患は、糖尿病や高血圧等の生活習慣病や難病等を原因とし、患者数は約1,300万人に達する。腎疾患は、重症化すると血液透析をはじめとする腎代替療法を要することになるのみならず、循環器系疾患のリスクも高いため、国民の健康や生活の質に重大な影響を及ぼしている。我が国では、「腎疾患対策のあり方について」(平成20年3月)に基づき対策を講じてきたが、今後も高齢化が進む中で、腎疾患患者の増加が予想されることから、更なる腎疾患対策の推進を目指して、平成29年12月から「腎疾患対策検討会」を開催し、今後の対策等について検討を行い、別添のとおり報告書を取りまとめたところである。

貴職におかれては、本報告書について、特に下記の点に留意しつつ、十分に内容を御了知の上、貴管内の市区町村、腎疾患対策の関係団体、関係機関等に対して周知するとともに、地方公共団体や関連学会、関係団体等はもちろんのこと、企業、学校、家庭等の腎疾患対策に関わる関係者が一体となり、地域の実情に応じて、本報告書に基づく腎疾患対策に取り組んでいただきたい。

なお、都道府県、政令指定都市及び中核市における慢性腎臓病(CKD)対策に係る経費については、従前通り、慢性腎臓病(CKD)特別対策事業において補助対象としており、積極的な活用をお願いする(慢性腎臓病(CKD)特別対策事業については、「慢性腎臓病(CKD)特別対策事業について」(平成21年4月28日健発第0428001号厚生労働省健康局長通知)を参照)。

また、関連学会及び関係団体等に対しては、別途通知していることを申し添える。

記

1. 報告書の目標と地方公共団体の役割

報告書において、「自覚症状に乏しい慢性腎臓病（CKD）を早期に発見・診断し、良質で適切な治療を早期から実施・継続することにより、CKD重症化予防を徹底するとともに、CKD患者（透析患者及び腎移植患者を含む）のQOLの維持向上を図る」ことを対策の全体目標として、「2028年までに、年間の新規透析導入患者数を3万5000人以下に減少させる」（2016年時点で約3万9000人）ことを達成すべき成果目標として設定している。

このため、地方公共団体が実施すべき主な取組として、①一般住民や医療従事者等対象者に応じたCKD普及啓発活動の充実、②健診受診後の適切な保健指導・受診勧奨、③かかりつけ医から腎臓専門医療機関等への紹介基準の普及、④腎臓病療養指導士等とも連携しつつ、地域でCKD診療を担うかかりつけ医等の医療従事者や腎臓専門医療機関等の情報の共有・発信によるかかりつけ医等と腎臓専門医療機関等との連携の推進等を掲げている。

2. 都道府県の役割

都道府県におかれては、生活習慣病対策、糖尿病性腎症対策、難病対策の担当者等が一体となり、貴管内における市区町村の腎疾患対策関係部署や、関連学会や関係団体等と連携し、上記①から④までに関して普及啓発や紹介基準の普及など自ら積極的に取組を進めていただきたい。また、既存の生活習慣病に関する取組や糖尿病性腎症重症化予防プログラム等を活用し、市区町村における上記①から④までに関する取組への支援を実施するほか、市区町村における取組状況のとりまとめを行い、現状や課題等の把握を進め、好事例の横展開等に取り組んでいただきたい。これらを実施するに際しては、報告書の中において、関連学会等は「地域の腎疾患対策の中心的役割を担う担当者を、都道府県ごとに決定する」、「担当者を中心に、地方公共団体と連携して普及啓発活動を推進するとともに、活動の情報を集約し、地域での実施状況の把握及び活動の効果の評価を行う」とされており、一般社団法人日本腎臓学会において既に地域の担当者を決定していると承知していることから、こうした担当者との連携を特に進めていただきたい。

3. 市区町村の役割

市区町村におかれては、生活習慣病対策、糖尿病性腎症対策、難病対策等の担当者等が一体となり、都道府県の腎疾患対策関係部署、関連学会や関係団体等と連携し、既存の生活習慣病に関する取組等を活用し、上記①から④までに関して

普及啓発や健診受診後の適切な保健指導・受診勧奨等の対策に取り組んでいただきたい。その際には、報告書において、「糖尿病性腎症重症化予防プログラムなど、先行している糖尿病性腎症対策とCKD対策とが連動することにより、より効率的・効果的なCKD対策の推進が期待できる」とされていることから、国民健康保険の保険者等が実施している糖尿病性腎症対策との連動についても適宜進めていただきたい。

4. 進捗管理等

報告書では、対策の全体目標や個別対策において評価指標を示しており、例えば「市町村単位での対策の取組状況」や「各都道府県での普及啓発活動の実施数」等が示されている。その上で、「国や関連学会等は、評価指標等を用いて、本報告書に基づく対策の進捗管理を実施する」とあるように、今後、報告書の進捗管理を行っていくとともに、現状や課題等の把握を進め、好事例の横展開等に取り組んでいきたいと考えているため、その際には事例報告等にご協力をお願いする。

以上